



生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園、
川崎市青少年科学館の第4期指定管理者の募集について

1 生田緑地の管理運営（横断的管理）

（1）施設運営に係る基本的な考え方

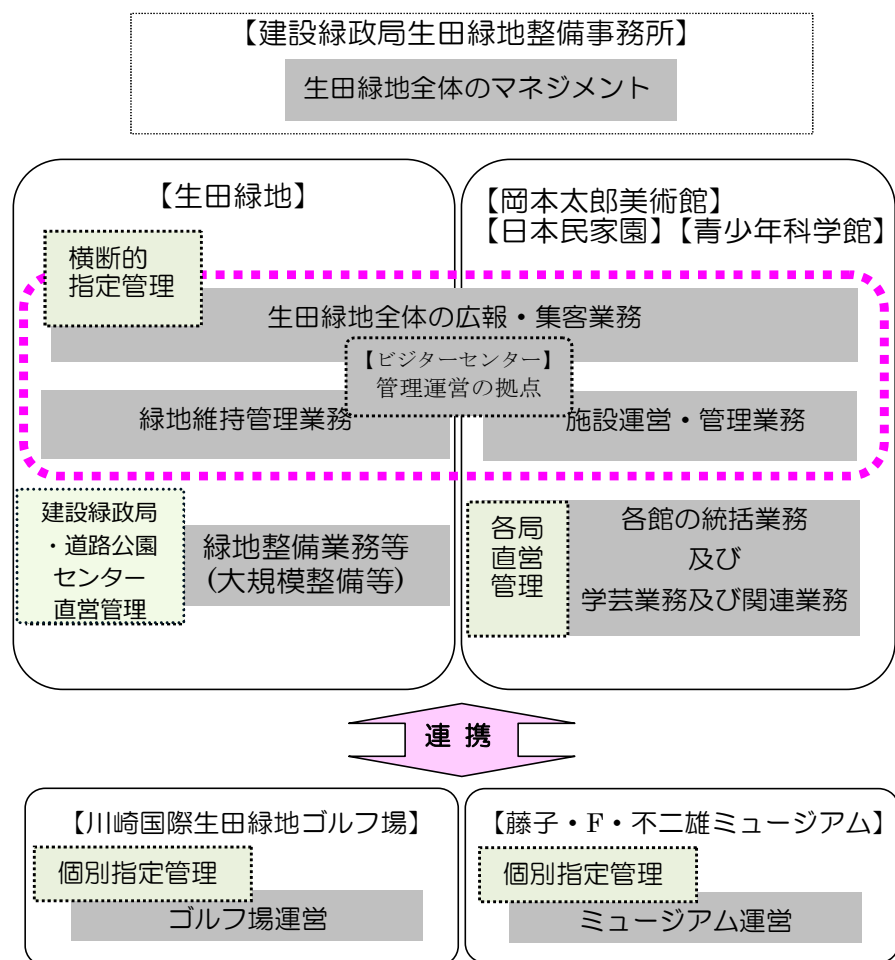
川崎市では、生田緑地の豊かな自然環境と個性的な施設等の資源を活かした価値と魅力の向上を目指し、めざすべき将来像を示す基本構想として、平成23年3月に「生田緑地ビジョン」を策定し、「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現」を基本理念とし、この基本理念を実現するために、「自然を守り、育む」「施設の魅力を高める」「効果的・効率的に管理・運営する」「多様な主体の輪を広げる」「周辺と協力しあう」「魅力を発信する」という6つの基本方針を定めました。

市及び川崎市教育委員会は、「生田緑地ビジョン」の基本方針「効果的・効率的に管理・運営する」に掲げる「施設の魅力を最大限に発揮するための横断的管理運営体制の確立」に向けて、生田緑地及び生田緑地内に立地する岡本太郎美術館、日本民家園及び青少年科学館（以下「3館」という。）について、同一の事業主体により横断的に管理するため、平成25年度から指定管理者制度を導入しており、令和10年度からは第4期目の指定管理期間を迎えます。

指定管理者は「生田緑地ビジョン」の趣旨並びに生田緑地及び3館の設置目的等をよく理解し、民間の技術力、経営的能力の活用等により、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図るとともに、さまざまな主体が参加する生田緑地マネジメント会議との連携により、貴重な自然環境を保全・活用しながら、生田緑地全体の魅力向上を図り、施設運営を行うものとします。

(2) 生田緑地の横断的管理

指定管理者による横断的管理



用語解説

■ 生田緑地マネジメント会議

生田緑地の魅力を向上させる持続可能な運営を推進するために、多様な主体が連携しながら生田緑地の運営に積極的にかかわる「協働のプラットフォーム」として、平成25年3月に設置されました。市民活動団体、地域団体・大学、行政・指定管理者等が所属し、自然の保全と利用について協議調整するとともに、生田緑地への案内や園内ガイド等、個別の課題に応じてプロジェクト会議を設立して課題解決に取り組んでいます。

■ 自然環境保全管理会議

生田緑地マネジメント会議を構成する組織の1つで、生田緑地の自然環境の保全管理等のあり方に関する必要な事項について、協議・調整・提言及び承認を行うことができる組織です。

■ 生田緑地憲章

生田緑地の生物多様性を保全し、次世代に良好な環境をつないでいくため、平成19年3月に基本的な理念が定められました。

(3) 生田緑地

中央広場や枳形山と、各施設が備わる 生田緑地中央地区

一部通行止めの箇所があります。
最新情報はHPをご覧ください。



お食事処

■そば処「白川園」
【営業時間】11:00～14:30 迄
(そばがなくなった場合、早じまいすることがあります。)
【定休日】日本民家の休館日に準じます。
(臨時休業あり) TEL 044-932-7747

■カノエアリア TARO
緑を眺めながらのティータイムをお楽しみください。
TARO プレンド、炭火菓子、太陽のバレーエッセ。
【営業時間】平日11:30～17:00 休日:00:00～17:30(12月～2月は17:00まで)
【定休日】岡本太郎美術館の休館日に準じます。TEL 044-900-6155

■Cafe 星めぐり
生田緑地の中心にあり、緑地散策の休憩に最適です。
季節の「星めぐり」至善ラテ、「星めぐり」がらみちゃんのホットケーキ他。
【営業時間】10:00～17:30(12月～2月は17:00まで)
【定休日】かわさき市立緑の科学館の休館日に準じます。TEL 044-911-107

季節のみどころ

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
桜	サクラ	サクラ	サクラ	サクラ	サクラ	サクラ	サクラ	サクラ	サクラ	サクラ	サクラ
ソメイヨシノ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ	ハナショウブ
ヤマザクラ	アジサイ	アジサイ	アジサイ	アジサイ	アジサイ	アジサイ	アジサイ	アジサイ	アジサイ	アジサイ	アジサイ
コバヤシ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ	ヤマザクラ
キナンド	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ	ヒメマユ
ハナエクレン	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ	ヤマユリ

この先、右図の初山地区につづきます

2 施設の概要

(1) 生田緑地

都市計画	緑地（昭和16（1941）年都市計画決定）
所在地	川崎市多摩区枳形6、7丁目他、宮前区初山1丁目他
面積	都市計画決定面積 179.7ha 供用面積 119.3ha（令和8年4月現在）
入場者数	令和5年度 757,193人 令和6年度 790,541人 令和7年度 777,322人
管理対象範囲	管理対象面積 約54.2ha ※川崎国際生田緑地ゴルフ場、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、生田緑地ばら苑等は管理対象範囲に含みません。
公園種別	総合公園
経緯及び概要	生田緑地は、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置し、昭和16年に165.5haが川崎市都市計画緑地第一号として決定された（平成17年12月に179.3ha、令和4年4月に179.7haに変更）、川崎市最大の緑地です。豊かな自然環境を背景に、教養施設も備わった、四季を通じて散策できる緑地として、現在119.3haを供用しています。
主要施設	東口ビジターセンター（地上2階 延床面積：399.3㎡） 西口サテライト（地上1階 延床面積：29.8㎡） 生田緑地整備事務所（地上2階 延床面積：403.3㎡） 東口駐車場（総面積：3,413.4㎡ 収容台数：普通最大161台（うち大型7台スペース含）） 西口駐車場（総面積：1,537.5㎡ 収容台数：普通52台） 大型バス駐車場（総面積：1,300㎡ 収容台数：大型4台） 枳形山展望台、中央広場、しょうぶ園、かおりの園、野鳥の森、梅林、奥の池、 ホタルの里、つつじ山、西口広場、初山広場、客車 他

(2) 岡本太郎美術館

所在地	川崎市多摩区柵形7-1-5
面積	敷地面積：9,468.0㎡、延床面積：4,993.8㎡
入館者数	令和5年度 109,518人 令和6年度 94,594人 令和7年度 136,927人
設置目的	川崎市岡本太郎美術館は、市民の芸術文化の発展に寄与することを目的に次の活動を行います。 ・川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とする作品及び資料を保存・収集し、川崎市の財産として良好な状態で次世代に伝えます。 ・学校教育等と連携し、地域に根ざした活動を行います。 ・岡本太郎に関連する展覧会・普及活動を通して、国内外に広く情報発信を行います。
主要施設	常設展示室、企画展示室、ガイダンスホール、カフェテリア、ミュージアムショップ、ギャラリー、情報ブース、創作アトリエ、母の塔
主な事業	・展示：常設展(年4回の開催)、企画展(年4回の開催) ・教育普及活動：学校等団体見学、ギャラリートーク、講演会、職業体験、各種教育普及イベント等 ・調査・研究：岡本太郎、一平、かの子の作品、日本の近現代美術及び関連作家の調査・研究等 ・収集・保存：岡本太郎、一平、かの子、関連作家の作品の収集、保存管理等

<留意事項>

岡本太郎美術館は、改修工事に伴い、令和8年3月末から令和11年3月まで（予定）の間、防水改修工事、特定天井・空調設備改修工事等の実施を予定しており、工事実施に伴い、展示室の休室に加え、全館休館となる可能性があります。なお、上記期間については、アウトリーチ活動等を実施する予定です。

(3) 日本民家園

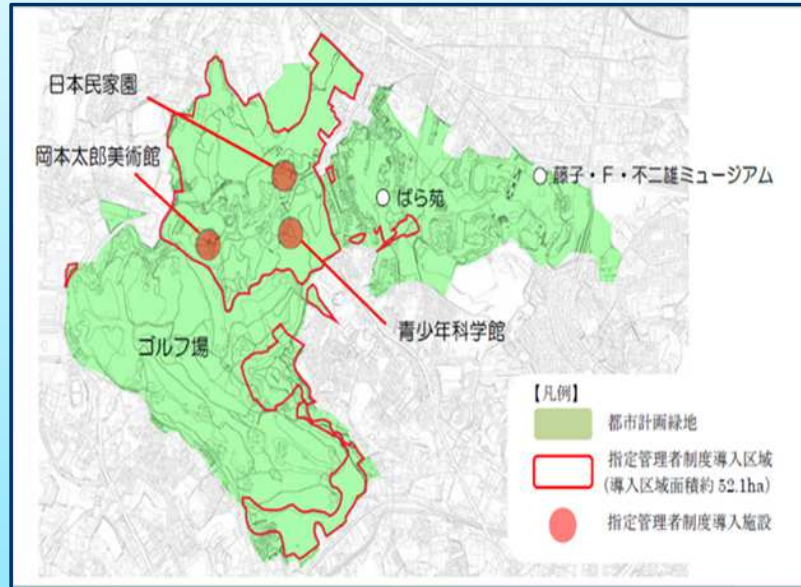
所在地	川崎市多摩区柵形7-1-1
面積	敷地面積：32,387㎡、延床面積：本館767.81㎡、伝統工芸館202.8㎡、文化財建造物4,212.4㎡
入館者数	令和5年度 115,373人 令和6年度 116,258人 令和7年度 114,443人
設置目的	日本民家園は、市民の文化・学術・教育の向上に寄与するため、次のことを行います。 ・主に江戸時代の古民家を移築復原し、良好な状態で後世に伝えます。 ・古民家・伝統的生活文化にかかわる資料を調査収集し、展示・普及活動を行います。 ・日本を代表する民家博物館として、国内外に情報を発信します。 ・生涯学習やくつろぎの場として、地域に親しまれ必要とされる博物館をめざします。
主要施設	本館（展示室、事務室）、水車小屋・歌舞伎舞台・古民家等25件の文化財建造物、伝統工芸館
主な事業	・展示：常設展示（古民家、本館）、企画展示、年中行事展示 ・教育普及活動：体験講座、ガイド・解説、各種催事(民俗芸能公演、夜間公開、学校向け体験学習、ボランティア支援等) ・調査研究：民家と暮らし調査等 ・資料整理・保存：収蔵資料の整理、保存等

(4) 青少年科学館

所在地	川崎市多摩区柵形7-1-2
面積	敷地面積：3,854.4㎡、延床面積：3,116.65㎡
入館者数	令和5年度 238,240人 令和6年度 245,195人 令和7年度 235,440人
設置目的	川崎市青少年科学館は、社会教育法及び博物館法の精神に基づき、その健全な発達を図り、もって青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的とします。
主要施設	研究管理棟 事務室、収蔵庫、図書室、調査研究室 他 自然学習棟 プラネタリウム、展示室、ミュージアムショップ、カフェテリア、学習室、実験室、アストロテラス 他 屋外展示物 D51蒸気機関車
主な事業	・展示：常設展示、特別展示、プラネタリウム投影 ・教育普及活動：講座、講演会、自然・天文観測会、科学実験教室、ワークショップ等 ・調査研究：自然環境調査、市域の生物調査、太陽黒点観測等 ・資料収集・保存：自然・天文・科学に関する資料の収集・保存管理

3 指定管理業務の範囲（現行）

（１）指定管理区域



（再掲）

管理対象 範囲

管理対象面積 約54.2ha

※川崎国際生田緑地ゴルフ場、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、生田緑地ばら苑等は管理対象範囲に含みません。

公園種別

総合公園

（２）指定管理業務

（１）維持管理業務

- ア 建物・設備等管理業務
- イ 公園施設管理業務
- ウ 植栽・植生管理業務
- エ 清掃業務
- オ 警備業務

（２）運営業務

- ア 施設利用に関する業務
- イ 入館・入園に関する業務
- ウ 広報・利用促進に関する業務
- エ 協働に関する業務
- オ 伝統工芸館運営業務
- カ 駐車場運営業務
- キ 物品販売業務
- ク 統計・調査等業務

（３）その他業務

- ア 事業計画・報告等業務
- イ 非常時・災害時対応等業務

(3) 3館における市及び教育委員会と指定管理者の主な業務分担

業務の概要		運営主体	
		市・教育委員会	指定管理者
統括	目標・計画の策定、事業計画に沿った運営の推進、関係機関・地域との連携、専門部会（博物館評価含む）、視察対応等	○	○ (地域との連携)
運営 管理	市及び委員会の事務としての庶務・経理業務 (文書・服務・任用・予算・物品管理・目的外使用許可等)	○	
	指定管理者業務に付随する庶務・経理、文書発送等		○
	料金収納 (観覧料・入園料・講座受講料・特別利用料など)	○ (講座受講料等)	○ (観覧料・入園料)
	減免	○ (減免の判断)	○ (料金収納に伴う事務)
	予約受付（一般団体・学校・講座・ガイドツアー）		○
	受付窓口・券売・会場監視・電話対応・障害者、乳幼児、高齢者及び外国人への配慮		○
	遺失物・拾得物		○
	統計・アンケート等		○
	施設設備整備改修（文化財建造物を除く。）	○ (大規模修繕等)	○ (小規模修繕)
	施設保守管理（設備・清掃・警備）	※一部指示（古民家に係る清掃・点検、ボランティア対応等）	○
	植栽管理	※一部指示（古民家維持に係る管理、景観展示等）	○
	物品管理	○	○ (市及び教育委員会から貸与を受けたもの等)
	物品販売	○ (企画)	○ (販売・企画)
	自動販売機		○ (日本民家園のみ)

業務の概要			運営主体	
			市・教育委員会	指定管理者
広報	生田緑地全体広報（ＨＰ・SNS等管理運営、印刷物作成、発送）			○
	単館広報		○ (広報方針、企画、学芸・教育普及に関する広報原稿作成等)	○ (スケジュール管理、広報物作成、配布・掲示・発送、HP管理等)
	広報取材・撮影立ち会いなど		○ (専門的な知識を必要とする取材、撮影立ち会い、受入判断)	○ (軽易なもの)
	施設各種印刷物発送（広報・出版物）			○
学芸	展示	企画展・常設展の企画・展示、関連イベント・催事の開催、展示に関する印刷物作成、展示保守	○	○ (プラネタリウム関係印刷物)
	教育普及	学校等団体予約・学校等団体向け案内・イベント・催事・講座・レファレンス、学校向け体験学習、ボランティア支援、博物館実習、職業体験、教育普及活動に関する印刷物作成	○	○ (プラネタリウム学校投影の団体予約、学校体験受付)
	調査研究	調査研究、叢書、目録、図書整理	○	
	収集保存	収集、資料整理、燻蒸、特別利用	○	
	岡本太郎美術館個別業務	作品修復、作品整備、作品貸出、作品保全（環境維持）、デジタルアーカイブ、著作権者との連携	○	
	日本民家園個別業務	古民家修理、古民家防災、展示通路整備、展示解説板・展示案内板整備	○	
	青少年科学館個別業務	プラネタリウム運営、プラネタリウムシステム保守、天体望遠鏡保守	○	

(4) 利用時間及び休館日

施設名	利用時間	休館日等
生田緑地東口 ビクターセンター	通年 午前8時30分～午後5時	年末年始（12/29～1/3）
生田緑地西口 サテライト	通年 午前8時30分～午後5時	年末年始（12/29～1/3）
生田緑地整備事務所	通年 午前8時30分～午後5時	年末年始（12/29～1/3）
枅形山展望台	通年 午前9時～午後4時30分	年中無休
駐車場（東口・西口・ 大型バス）	通年 午前0時から午後12時まで （入場は午前5時～午後10時）	年中無休

施設名	利用時間	休館日
岡本太郎美術館	通年 午前9時30分～午後5時 （入館は午後4時30分まで）	・月曜日（月曜が祝日の場合は開館） ・祝日の翌日（祝日の翌日が土曜・日曜・祝日の場合は開館） ・年末年始（12/29～1/3） ・展示替え等による臨時休館日
日本民家園	・3月～10月 午前9時30分～午後5時 （入園は午後4時30分まで） ・11月～2月 午前9時30分～午後4時30分 （入園は午後4時まで）	・月曜日（月曜が祝日の場合は開園） ・祝日の翌日（祝日の翌日が土曜・日曜・祝日の場合は開園） ・年末年始（12/29～1/3）
青少年科学館	通年 午前9時30分～午後5時	・月曜日（月曜が祝日の場合は開館） ・祝日の翌日（祝日の翌日が土曜・日曜・祝日の場合は開館） ・年末年始（12/29～1/3） ・燻蒸等による臨時休館日

4 収支状況

令和7年度の収支状況

■管理運営

(単位：千円)

	全体	緑地	美術館	民家園	科学館
<収入>	572,397	183,909	142,704	155,778	90,007
指定管理料	489,000	128,225	134,936	138,836	87,004
利用料金収入（駐車場）	53,573	53,573	—	—	—
その他収入（売店等）	18,116	913	1,636	15,480	87
雑収入（協賛金等）	6,102	626	2,690	914	1,872
光熱費高騰分補填額等	5,607	573	3,442	548	1,044
<支出>	571,762	167,081	148,869	158,791	97,020
管理運営経費等（間接経費含）	571,762	167,081	148,869	158,791	97,020
<収支差額>	635	16,828	-6,165	-3,013	-7,013

■自主事業

(単位：千円)

	全体	緑地	美術館	民家園	科学館
自主事業収入	17,025	12,349	1,621	2,615	440
自主事業支出	3,603	1,797	712	960	134
収支差額	13,422	10,552	909	1,655	306

※端数処理の関係で、収入・支出の各項目合計から計算した収支差額と、表に掲げる「収支差額」の数値は必ずしも一致しない。

【参考：管理運営収支】 令和5年度：▲7,482千円 令和6年度：8,993千円

※令和5年度については、電気料金の高騰や機器類の入れ替え等の影響により赤字となっています。

【留意事項】

●観覧料等の取扱い

- ・・・岡本太郎美術館条例第9条に規定する観覧料や日本民家園条例第10条に規定する入園料、青少年科学館条例第9条に規定する観覧料の収納業務については、指定管理者に別途委託するものとします。指定管理者は収納した観覧料等について、市や教育委員会が指定する払込書により、指定金融機関にて払い込む必要があります。

●駐車場利用料金の取扱い

- ・・・川崎市都市公園条例第6条第1項に規定された生田緑地の駐車場（東口・西口・大型バス）の利用料金については、川崎市都市公園条例第8条の2に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が設定することとなります。また、利用者から徴収した利用料金は、すべて指定管理者の収入となります。

●ショップやカフェ他、物販の取扱い

- ・・・3館のショップ等における物品の販売、日本民家園内における自動販売機の設置運営を行います。
また、3館におけるカフェ等の飲食施設の運営については指定管理業務外です。東口ビジターセンター、緑地部分における売店・自動販売機の設置運営は、都市公園法第5条に基づく設置許可による指定管理者の自主事業としています。

（まとめ）

観覧料・入園料（3館）	使用料金
駐車場料金	利用料金
物品販売（3館のショップ等）	指定管理業務
カフェ等飲食施設（3館）	指定管理業務外
自動販売機（民家園）	指定管理業務
自動販売機（民家園以外）	自主事業
売店（東口ビジターセンター等）	自主事業

5 利用実績

指定管理期間		第 2 期				第 3 期			単位
項 目 / 年 度		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
利用実績	生田緑地利用者数	751,231	801,859	814,561	750,697	757,193	790,541	777,322	人
	駐車場台数	91,666	88,452	102,753	93,654	83,749	90,837	93,013	台
		(東口駐車場)	67,555	65,087	75,580	67,158	57,692	63,669	台
		(西口駐車場)	23,763	23,295	27,050	26,325	25,766	26,764	台
		(大型バス駐車場)	348	70	123	171	291	404	台
	東口ビジターセンター	227,851	176,095	250,957	192,808	242,814	225,610	177,560	人
	西口サテライト	12,765	8,447	10,522	10,005	13,053	14,722	14,294	人
	岡本太郎美術館	69,137	59,049	81,944	60,884	109,518	94,594	136,927	人
	日本民家園	96,237	68,267	101,664	101,125	115,373	116,258	114,443	人
	青少年科学館	251,346	178,245	253,177	249,649	238,240	245,195	235,440	人

6 指定管理者の募集

(1) これまでの指定管理者

区分	指定期間	指定管理者
第3期	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	生田緑地共同事業体 代表者 株式会社日比谷花壇 構成員 株式会社日比谷アメニス 東急プロパティマネジメント株式会社
第2期	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	生田緑地共同事業体 代表者 株式会社日比谷花壇 構成員 株式会社日比谷アメニス 東急プロパティマネジメント株式会社
第1期	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで	生田緑地運営共同事業体 代表者 三井物産フォーサイト株式会社 構成員 日本コンベンションサービス株式会社 株式会社富士植木 三井共同建設コンサルタント株式会社

※第2期において、令和3年4月1日に名称変更があり、令和3年3月31日まで生田緑地共同事業体は生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス共同事業体

※第1期において、平成27年10月1日に名称変更があり、平成27年9月30日まで三井物産フォーサイト株式会社は三井物産ファシリティーズ株式会社

(2) 第4期指定管理者募集スケジュール（案）

令和9年6月頃

募集の告示

令和9年8月頃

応募書類提出期限

令和9年10月頃

審査・選考

令和9年12月

議会議決審査

※現時点での想定スケジュールです。変更となる場合があります。

(3) これまでの応募状況

第1期 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）
説明会参加 71事業者 ⇒ 応募 3団体

第2期 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
説明会参加 10事業者 ⇒ 応募 2団体

第3期 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
説明会参加 14事業者 ⇒ 応募 1団体

<課題>

応募者が減少している傾向がみられることから、競争性確保の促進を図り、応募者を確保するため、より多くの事業者が参画できる対応策を検討する必要があります。

7 PPPプラットフォーム意見交換会

御意見をお聞きしたい事項

ア 参画するにあたっての課題や障壁等

現在の指定管理については、

- ・事業範囲 : 生田緑地及び3館の横断的管理（学芸業務等を除く）
- ・指定期間 : 5年間（令和5年度～令和9年度）
- ・指定管理料 : 489,000千円（令和7年度）
- ・利用料金 : 駐車場（東口・西口・大型バス）のみ

として実施しています。

なお、岡本太郎美術館については、令和8年3月末から令和11年3月まで改修工事を実施する予定（P5参照）であり、展示室の休室に加え、全館休館が発生する可能性があります。

上記の内容含め、参画するにあたっての課題や障壁等があれば御教示ください。

イ 管理運営上のアイデア（緑地保全・維持管理・協働・広報等）

管理運営を実施するにあたり、次の取組等について、効果的なアイデア等があれば御教示ください。

- ・緑地や各館のイベントなどに関する情報発信
- ・管理運営の効率化・DX化
- ・利用促進に向けた取組（広報・啓発、岡本太郎美術館再開館及び周年事業等を活用した広報展開等）
- ・激甚災害や熱中症を踏まえた魅力あるイベントづくり
- ・激甚災害時における安全かつ安心な管理運営（土砂災害警戒区域等を含む）
- ・効果的な緑地保全、樹木管理、植栽管理の取組
- ・樹木病虫害防除（ナラ枯れ・松枯れ・クビアカツヤカミキリ対策等）の取組
- ・人件費や物価高騰を踏まえた効率的な管理運営
- ・教育機関やボランティア団体、地域等との協働の取組
- ・飲食施設の運営
- ・その他、事業全般に関する御意見、御提案 など

【参考資料】

資料 1 指定管理者募集要項【第 3 期指定管理】

資料 2 指定管理業務仕様書【第 3 期指定管理】

資料 3 生田緑地ビジョン（令和 6 年 5 月改定）【概要版】

資料 4 生田緑地わくわく絵図

担当部署

川崎市建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所

電 話： 044-934-8577

メー ル： 53ikuta@city.kawasaki.jp